

東京学芸大学放射線障害予防規程運用内規の一部改正について

改正理由：東京学芸大学放射線障害予防規程（平成31年規程第9号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （R I 実験施設の点検） 第5条 規程第 27 条第1項第1号に定めるR I 実験施設の定期点検は、次の各号により行うものとする。 （1）点検は、6月、9月、12月及び3月の年4回行う。 （2）点検は、次の構成により行う。 ア R I 実験施設長 イ <u>取扱主任者</u> ウ R I 実験施設を利用する教員 若干名 （3）～（5） 〔省略〕 2 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この内規は、令和8年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 （R I 実験施設の点検） 第5条 規程第 27 条第1項第1号に定めるR I 実験施設の定期点検は、次の各号により行うものとする。 （1）点検は、6月、9月、12月及び3月の年4回行う。 （2）点検は、次の構成により行う。 ア R I 実験施設長 イ <u>取扱主任者及び取扱副主任者</u> ウ R I 実験施設を利用する教員 若干名 （3）～（5） 〔省略〕 2 〔省略〕 〔省略〕